

5 調査結果の算定方法

この調査結果は、調査事業所からの報告を基にして本県の事業所規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元された数値である。

(1) 産業別、事業所規模別の各種平均値

産業別、事業所規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間及び出勤日数は、調査票の現金給与額、実労働時間数、延べ出勤日数の各々の合計を、前月末常用労働者数の合計と当月末常用労働者数の合計との平均で除して求める。

$$\bar{a} = \frac{a}{\frac{1}{2}(e_0 + e_1)}$$

\bar{a} 各種平均値
 a 各種調査延数
 e_0, e_1 前月末及び本月末調査労働者延数
 (いずれも本月分調査票)

(2) 産業別計及び事業所規模別計の各種平均値

産業別計及び事業所規模別計の各種平均値は、まず産業別、事業所規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間及び出勤日数の各集計延数に推計比率を乗じ合計して各推計延数を作り、つぎに同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求める。

$$\bar{A} = \frac{\Sigma A}{\frac{1}{2}(\Sigma E_0 + \Sigma E_1)}$$

\bar{A} 各種平均値
 A 各種推計延数
 E_0, E_1 前月末及び本月末推計労働者数
 (E0 は前月分結果表における
 本月末推計労働者数)

ただし、

$$A = a \cdot r$$

r 推計比率
(産業別、事業所規模別に算出)

$$E_1 = e_1 \cdot r$$

Σ 規模、産業等についての合計を表す
記号

$$r = \frac{E_0}{e_0}$$

(3) 各種の年平均値

指数については1月分から12月分までの調査結果を単純平均したものであり、実数については1月分から12月分までの調査結果を推計労働者数で加重平均したものである。

6 調査結果から作成している指数及び比率

調査結果から作成している指数は、賃金指数、労働時間指数及び常用雇用指数である。これらの指数は、ある基準の時期（現在は、平成27(2015)年）を定めてこれを100とし、調査結果の数値を比例数化することにより作成しているが、この調査の場合は、事業所規模30人以上の事業所の抽出替えによる調査結果の計数の断層を接続させて、長期的な時系列比較を可能にする意義もっている。本書に掲載された指数は、平成27(2015)年1月の抽出替えに伴う上記の接続を行った数値である。

また、比率としては、労働異動率（入職率、離職率）を作成している。

(1) 指数及び比率の種類

ア 賃金指数

賃金指数には、「現金給与総額指数」、「きまって支給する給与指数」、「実質賃金指数」がある。

「現金給与総額指数」

現金給与総額指数は、常用労働者1人平均月間「現金給与総額」を指数化したもので、調査産業計のみ作成している。

「きまって支給する給与指数」

きまって支給する給与指数は、常用労働者1人平均月間「きまって支給する給与」を指数化したもので、調査産業計のみ作成している。

「実質賃金指数」

実質賃金指数は、現金給与総額指数及びきまって支給する給与指数を、宇都宮市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算定しており、調査産業計のみ作成している。

イ 労働時間指数

労働時間指数には、「総実労働時間指数」、「所定内労働時間指数」、「所定外労働時間指数」があり、調査産業計のみ作成している。

「総実労働時間指数」

総実労働時間指数は、常用労働者1人平均月間「総実労働時間数」を指数化したものである。

「所定内労働時間指数」

所定内労働時間指数は、常用労働者1人平均月間「所定内労働時間数」を指数化したものである。

「所定外労働時間指数」

所定外労働時間指数は、常用労働者1人平均月間「所定外労働時間数」を指数化したものである。

ウ 常用雇用指数

常用雇用指数は、月末推計常用労働者数を指数化したものである。

エ 労働異動率

雇用の流動状況を示す指標として、労働異動率を作成しているが、これは次式に示すとおり、月間の増加労働者数又は減少労働者数を月始めの労働者数（前月末推計常用労働者数）で除して百分比をそれぞれ、入職率、離職率としている。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)推計常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数}} \times 100$$

なお、この入(離)職率は、産業内の流動状況を示すものであり、単に新規の入・離職者のみならず、同一企業内の転勤者及び給与支給の復活者又は停止者などが含まれている。

(2) 指数及び比率の作成方法

ア 各月の、賃金指数（現金給与総額指数・きまって支給する給与指数）、労働時間指数（総実労働時間指数・所定内労働時間指数・所定外労働時間指数）、常用雇用指数は、次式により作成している。

$$\text{各指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

（注）基準数値とは、基準年（平成27(2015)年）における当該調査結果実数の年平均値である。

イ 実質賃金指数は、次式により作成している。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{現金給与総額指数又はきまって支給する給与指数}}{\text{宇都宮市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

なお、実質賃金指数は、各賃金指数のギャップ修正によるもの以外に、消費者物価指数の基準改定（現在は平成27(2015)年基準）に伴って改訂している。

(3) 指数における時系列ギャップの修正

この調査では、調査結果の精度を確保するために、概ね3年ごとに事業所規模30人以上の事業所の抽出替えを行っており、現在は、「平成24(2012)年経済センサス-活動調査」の調査結果を母集団として、平成27(2015)年1月分から新標本による調査を行っている。この結果、新・旧両標本による調査結果の間には若干の差異（ギャップ）が生じる。そこで、調査結果の時系列的連続性を維持するために、このギャップの修正を次式により行っている。

なお、今回は母集団労働者数の再設定は行われていないことから、雇用指数のギャップ修正は行っていない。

ア 賃金、労働時間指数

① ギャップ率 (G) の算出

$$G = \frac{\text{平成27(2015)年1月分新調査結果 (以下「新集計」という)}}{\text{平成27(2015)年1月分旧調査結果 (以下「旧集計」という)}}$$

② 修正期間

平成24(2012)年2月分から平成26(2014)年12月分までの35か月分

③ ギャップ修正

n = 平成24(2012)年2月からの月数 (平成24(2012)年2月が1、平成26(2014)年12月が35)

I' : ギャップ修正後指数

I : ギャップ修正前指数

として、平成24(2012)年2月からn番目の月の指数を次式により修正する。

$$I' = I \times \left\{ 1 + \frac{n}{36} (G - 1) \right\}$$

イ 増減率の改訂

ギャップ修正を行った指数については、増減率を再計算する。

(4) 基準時更新

本調査では、調査結果の時系列的利用の便を図るため、作成系列全ての指数については、平成27(2015)年の平均を100とする指数を計算し、提供している。

各指数については、以下の式により改訂している。

I'' : 基準時更新後指数 (平成27(2015)年基準の指数)

I' : ギャップ修正後指数

$$I'' = I' \times \frac{1200}{\text{平成27(2015)年各月のギャップ修正後指数の合計}}$$